

この案には、必ずしも司法制度改革審議会の最終意見にこだわらずに提案している部分があります。それは、現在行われている「裁判員制度・刑事検討会」での議論が最終意見に拘束されているのに対して、国会審議はそれに拘束されず自由な発想で審議が行われる予定なので、私たちの提案も最終意見にこだわる必要はないと考えたからです。

裁判員制度の制度設計案

私たち市民の裁判員制度つくろう会は、
裁判員制度の制度設計として、

- 1 立法過程に市民の声を
- 2 裁判員の人数は裁判官の少なくとも3倍以上とする
- 3 直接主義・口頭主義を徹底する
- 4 市民にわかりやすい言葉で

の4項目を実現されるよう要求しています。

2003年3月11日、司法制度改革推進本部において「裁判員制度について」という制度設計のたたき台が提案され、具体的な制度設計の議論が進み始めました。

ところで、裁判員制度は、日本の社会を市民に信頼され理解される社会に成長させるために、ぜひとも導入すべき制度であると考えます。そして、これを少しでもよい制度とするため、制度設計に関する議論を法律の専門家に任せるのではなく、多くの市民の視点で提案して行きたいと考えます。

私たちは、この間、連続セミナーや500人規模の模擬裁判を経験し、刑事裁判のあり方や市民参加のあり方を研究・論議しました。その結果、私たちは裁判員制度を導入するにあたって、以下の諸点が極めて重要であるとの認識に至りましたので、是非実現されるよう申し入れます。

1 人数比

裁判官は1名、裁判員は11名とする。

裁判員制度が実質的な市民参加の制度といえるためには、どれだけ多数の市民が参加するかがきわめて重要です。現在のような3名の裁判官のいる合議体に少数の市民が参加するということでは、評議・評決のイニシアティブは裁判官の手にゆだねられ、市民が飾り物となる危険性があります。

裁判官が多ければ裁判官は「市民にわかる言葉」「市民と共通の基盤に立つ議論」ではなく、「プロの言葉を使って」「プロ同士で通用する議論」を展開することになるでしょう。そうなれば、法律的知識の乏しい市民は取り残され、萎縮し、沈黙を余儀なくされる危険性があります。市民が自由にわからないことをわからないと言い、自由に意見を表明することができるようにするためには、そして市民の意見が軽視されたり一方的に説得されたりせず、双方向に影響を与え合う対等な議論ができるようにするためには、市民の人数を十分に多くする必要があります。

また、私たちは模擬裁判の経験を通じ、ひとつの出来事、事件、証言や人間の置かれた立場を理解するにあたって、様々な人生経験を持った多様な人々の視点が非常に重要であることを実感しました。裁判員制度においては、年齢、性別、環境、職業、経歴、人生経験の異なる多様な人が裁判員として参加することが重要であり、そのためにも裁判員の人数は十分に多くすることが必要です。

このことは、模擬裁判の際に実施したアンケートの結果に顕著に表れていました。すなわち、当日は、裁判官対裁判員が「3：3」「3：9」「1：11」という3種類の裁判体を用意したのですが、裁判員役となった市民の間では、「1：11」「2：10」「3：9」というように裁判員の数も比率も顕著に大きな構成を支持する意見が評議後に有意的に増加し、裁判官役となった法律家の間では、裁判官1対裁判員11（実際には7人から11人）の裁判体を経験した者の方が他の構成で裁判官役を経験した者よりも、評議後に裁判員制度に対して肯定的な意見を持ちました。このような結果となったのは、1：11という裁判体の方が、裁判員の比率のより小さな裁判体よりも市民の意見が活発に交わされ、評議が充実していたためと考えられます。

裁判官は、裁判員の自由闊達な議論の助言者に徹すべきですから、1名とすべきです。そして、裁判員は、上のアンケート結果などから明らかなように、11人とすべきです。

2 対象事件について

すべての否認事件について裁判員制度を導入する。

裁判員制度は、市民の良識を裁判に反映させ、よりよい裁判を実現するために導入されるものです。このような要請が高いのは、有罪・無罪が厳しく争われる否認事件です。

刑事裁判の第一審の有罪率は99.9%に達しており、いわゆる重大事件でなくても、否認事件の中には合理性を欠く判決が少なくなく、冤罪の被害も発生しています。

したがって、否認事件であれば、重い・軽いを問わず、すべてを対象とすべきです。

3 裁判員の資格

裁判員の資格は、普通選挙権と同様に考えるべきであり、20歳以上とすべきです。そして、コミュニティの代表である市民が司法に参加するという観点に照らせば、将来的には定住外国人にも資格要件を認めるべきと考えます。

さらに、資格制限はできる限り緩やかなものとし、多くの市民が裁判員を経験できるようにすべきです。

4 評議・評決のルールについて

すべての裁判員が評議で十分に意見を言い、臆せず疑問点を出し、または疑問を解消していくためには、裁判官主導の評議ではなく裁判員主導の評議であることが必要です。裁判官が自明のこと、決まりきった結論と考えることでも、市民の目でみると疑問や異論があります。専門家主導の議論によって、裁判員が質問したくてもできずにわからないまま評議が進み、また疑問も言いにくいまま議論の流れができてしまうこととなれば、市民参加の趣旨は全うされません。市民の疑問・意見・視点が十分に議論され、市民の良識を裁判に反映させることができるような評議であることが重要です。

また、声の大きい人の主張や多数意見のみで判断するのではなく、黙りがちな人や、少数意見の中にこそ重要な視点がある場合は少なくありません。映画「12人の怒れる男」は一人の少数意見が最後には多数になる過程を示しています。あのような事案が短時間で多数決により判断されていたら正義は実現できないこととなるでしょう。

市民参加を実質化し、全員の意見が十分に出され、議論が尽くされるためには、以下の評議ルールの確立が必要と考えます。

(1) 評議は裁判官室で行うのではなく、評議室を別途につくる。

(2) 評議の議長は合議体で決める。

事件の特色や裁判官・裁判員の顔ぶれによって、合議体が適切と考える人を議長とする。

(3) 裁判官の役割・注意事項

裁判官は、全員が意見を言い議論が尽くされるように配慮し、裁判員の疑問に答え、専門事項について適切に助言を行い、議論が紛糾した場合に争点整理をする役割を果たすこと。裁判官は自分の意見を言うことができるが、市民全員が発言した後に自らの見解を述べることとする。

裁判官は評議において、偏った立場から市民を誘導したり、市民の主体的議論を封じたりしてはならない。

(4) 評議の時間は全員が十二分に意見を言えるように、十分な時間を確保する。

(5) 議論が尽くされないままに結論が出されることを回避するため、評議は全員一致を目指して行うものとする。全員一致を目指して議論したにも関わらずどうしても一致をみない場合、単純多数決とはせず、有罪とするにはたとえば全体の3分の2の多数を必要とする「特別多数決」とする。裁判官・裁判員のいずれかのみ意見で有罪とすることはできないものとし、特別多数決によって有罪とならないときは、合理的な疑いが残るもののみなし、無罪とする。

(6) 評議は適宜休憩を取り、飲み物、弁当を提供するなど和やかな雰囲気で行うこととする。

(7) 評議において必要な場合、証人の証言内容を確認することができるように、裁判の速記録はすぐに反訳して評議で閲覧できるように準備する。

5 市民に対する十分な説明を

裁判員となって有罪・無罪や量刑を決めることは、人の一生を左右する行為であり、裁判員の責務は重大だと思えます。自らの判断が誤ったために他人の一生を台無しにする結果となれば、それは大きな後悔を残すこととなるでしょう。

かといって、裁判官の判断にただ従うだけでは、市民参加の意義は無に帰することとなります。

素人である市民が、的確な判断をなしうるよう、審理に先立って十分な説明が行われるべきです。また、審理の最後・評議の前にも、争点の整理を含め十分な説明が行われることが必要です。

裁判員の役割や無罪推定の原則、証拠の制限に関するルール、自白のみで有罪としてはならないこと、法律適用など、事件の争点についての確に判断し裁判員の職責をまっとうするのに必要な知識は、すべて評議前に説明されることが重要です。

(1) 候補者に対するオリエンテーション

まず、裁判員候補者が十分な説明を受けないまま選定手続で排除されることのないよう、候補者に対するオリエンテーションが実施されることを求めます。

(2) 審理前の説明・審理後の説明裁判員選定後審理開始前と、評議の前の2回にわたり、アメリカの陪審制度における「説示」と同様の十分な説明を実施することを求めます。この説明は、当事者立会いのもと、公開法廷で行われるべきであり、特に評議前の説明内容は書面にして評議室にも持ち込めるものとし、評議の指針とすべきです。

特に私たちは正当防衛の事案について模擬裁判を行ないましたが、審理前も評議前も、正当防衛の概念や成立要件に関する説明が十分になされなかったり、個々の評議体における裁判官役の説明に巧拙があったりしたため、評決で市民が混乱する場面もありました。そこで、きちんとしたわかりやすい説明を求めるものです。

そして、この説明は公開法廷で行われるべきです。それは、裁判官に責任をもった説明を行わせるためです。仮にこのような説明が密室でなされるなら、説明に偏りがあっても、被告人・弁護人や検察官にそのことがわかりません。また、裁判官が偏った見方を裁判員に押し付けることを許すならば、評議における裁判官と裁判員の対等性は失われてしまうと考えられます。説明の公正さを保つためにも、裁判員が飾り物でなく主体的に参加できるようにするためにも、公開法廷での十分な、わかりやすい説明が制度として是非実現されるべきです。

? 審理前の説明

「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則を始めとして、事件の審理に必要な法律用語、法律要件などを、十分に説明すべきです。また、関与する裁判官によって説明

のわかりやすさに差が生じることがないように、裁判所・弁護士会・検察庁が協力して、事例ごとに市民にわかりやすい事前説明文例集を作成し、わかりやすい説明を実現すべきです。

？ 評議前の説明

上記の説明に、審理で出された論点の整理に関する説明を加え、十分に説明すべきです。

6 市民にわかりやすい裁判を

(1) 裁判員が証人や被告人に質問できる権利を認めることが必要です。

(2) 市民にわかりやすい言葉を使うよう、すべての当事者が努力すべきです。どうしても専門用語を使う必要がある場合、審理で使われる専門用語(例えば「正当防衛」とは何か、「心神喪失」とは何かなど)については、わかりやすく解説した用語集を配布する必要があります。

(3) 検察側・弁護側双方が、争点整理を十分に行い、審理の最初に争点や言い分をわかりやすく主張しあうようにすべきです。

7 市民にわかりやすい証拠を

(1) 直接主義・口頭主義を徹底する。

裁判になじみのない普通の生活者である裁判員が現在の刑事裁判のような膨大な調書を証拠として読むことは不可能です。もし裁判官だけがこの調書を読み、裁判員が読まないとなれば著しい情報格差となり、対等な議論を阻害します。

裁判官と裁判員が公判で得られた証拠のみによって判断できるように、直接主義・口頭主義を徹底することを要請します。証言や説明が可能なものはすべて法廷で行い、それが不可能な場合にのみ、最小限の書面を証拠とできるよう法改正すべきです。具体的には次のようにします。

？ 証拠調べは証人尋問を原則にし、書証は証人尋問では表現できない最小限度のものにする。

？ 供述調書は証拠としない。

(2) 証拠をわかりやすいものにする。

現行の実況見分調書や死体検案書のような書面も、法律家以外には本当にわかりにくいものです。最小限書面が証拠となるとしても、それは市民がみてわかるようなものに抜本的に変えられるべきです。

(3) 被告人・証人に対する聴取の全過程を録画すること

被告人が捜査段階での自白を覆したり、証人が捜査段階の供述と異なる証言をする場合があります。捜査段階の供述と公判段階での供述のいずれが信用できるのか、裁判員にも判断が求められます。捜査過程に問題があり、捜査段階の供述が歪められたものであった

のか、あるいはそうでないかについての判断は、客観的証拠がない限り極めて困難であり、そうした争いは裁判の長期化をもたらします。

事情聴取の全過程を録画し、裁判員がこの映像を見られるようにすれば、捜査段階の供述と公判段階での供述のどちらが信用できるかの判断は容易になります。事情聴取・取調べの全過程を録画することを求めます。

このような措置は、取調べの適正確保のためにも必要です。司法制度改革審議会最終意見は「被疑者の自白を過度に重視する余り、その取調べが適正さを欠く事例が実際に存在する」「わが国の刑事司法が適正手続の保障の下での事案の真相解明を使命とする以上、被疑者の取調べが適正を欠くことはあってはならず、それを防止するための方策は当然必要となる」としており、それを現実に具体化すべきです。

8 市民にわかりやすい量刑手続きを

判決を下したことの無い普通の市民にとって、どの程度の量刑が妥当かを判断することには多大な困難が伴います。

感情や感覚に流されず、的確な量刑判断を可能とするため、有罪・無罪に関する審理とは独立して量刑の審理を行い、量刑の客観的資料 - 同種事案の過去の裁判例の量刑や、被告人・被害者に関する諸事実に関する証拠 - を十分に提出し、審理を尽くすべきです。

9 全面的証拠開示制度の導入

検察側は国家予算を使って膨大な証拠を収集しているにも関わらず、被告側には限られた証拠しか開示しないのが現状です。これは極めてアンフェアであり、公正な裁判の実現を阻害します。検察側が被告人に有利な無罪方向の証拠を隠したまま審理が終了し判決が出されることとなれば、それは誤判を引き起こす危険性があります。私たちが裁判員となるにあたって、そのようなアンフェアな状況で判断し誤判を生むことは耐えられません。また、証拠開示が進まなければ争点整理が早期になされず、審理は長期化し、裁判員の負担が増す危険があります。

私たちは、全面的証拠開示制度の導入を要求します。

10 起訴前勾留制度の改革

1998年、国連規約人権委員会は、日本の起訴前勾留制度について「警察のコントロール下で最大23日間可能であり、被疑者は速やかにかつ効果的な司法的コントロールのもとに置かれず、この23日間の勾留期間中は保釈が認められておらず、取調べの時間及び期間を規制する規則が存在せず、勾留中の被疑者に助言し援助する国選弁護人が存在せず、刑事訴訟法39条のもとでは弁護人へのアクセスが厳しく制限され、取調べは被疑者の選任した弁護人立会いのもとで行われぬ」現状は国際人権規約に反するとして改善を強く勧告しました。このように国際的にも異常に刑事被疑者の権利が抑圧されたもとで行われ

る刑事裁判は、公正なものとは言えません。

市民が参加する裁判員制度導入にあたっては、国連の勧告に従い、代用監獄における起訴前勾留制度を抜本的に改善することを要求します。

1 1 犯罪被害者への配慮を

刑事司法の場において、近年、犯罪被害者への配慮がなされるようになってきました。このことは、裁判員制度のもとでも同じように考えられる必要があります。

1 2 迅速な裁判を - そのための十分な準備期間と、接見交通権の確立、保釈の原則化を求めます。

それぞれの仕事や生活をもつ市民である裁判員が、長期間裁判のために拘束されるとなれば、その犠牲はきわめて大きいものとなってしまいます。そうした事態を恐れてみんなが裁判員を回避し、「裁判員のなり手がいない」という状況になれば、市民参加制度が定着しない残念な結果となります。

市民が参加しやすいように迅速な裁判、集中した審理が求められます。

しかし、そのために被告人の防御の権利を犠牲にすることは、許されません。集中して審理を行う前提として、審理前に十分な準備の期間が保障されることは不可欠であり、また、審理前も審理中も被告人が弁護人と十分に打ち合わせができるように条件整備をすべきです。そのために、検察官等の捜査機関が接見交通権を制約できるとしている刑訴法39条3項を廃止して、接見交通権を確立することが重要です。同時に、重大事案や否認事件ではなかなか保釈を認めない現在の保釈制度に関しても、原則保釈とするよう制度改革を求めます。

1 3 市民が裁判員になりやすいよう、十分な配慮を求めます。

(1) 裁判員候補者への呼び出しは、数ヶ月前に行うこと。

(2) 裁判員に選ばれた場合、審理のための日程調整として、1週間の猶予期間を設けること。

(3) 裁判員としての役割を果たすために勤務を休む場合、これを理由として雇用契約上のいかなる不利益も課してはならないとの法規定を設けること。

(4) 1日あたり1万円以上で職務にふさわしい金額の日当と交通費全額が支給されるべきこと。

(5) 裁判所に託児所を設けること。

(6) 裁判員のプライバシー・個人情報を保護すること。

市民が日常生活を離れて裁判員として活動することとなれば、様々な支障や犠牲、損失が生じます。裁判員に十分な日当を提供するとともに、育児休暇等と同様な休暇制度を確立し、裁判所内に託児所を設けるなどの配慮が必要となります。また、自営業者や多忙な業

種の場合、選定手続の1ヶ月程度前の通知では、日程調整ができない場合が考えられます。広範な市民の参加を実現するために、数ヶ月前に通知書を送るなどの配慮が必要であり、また、選定された裁判員の日程調整のための若干の時間的猶予も必要と考えます。

また、裁判員のプライバシーと安全を守ることは極めて重要な課題です。裁判員選定手続におけるインタビューにおいてプライバシーが侵害されないよう、質問内容によっては個別にインタビューするなどの配慮が必要です。

14 裁判官には研修を

(1) 評議・説明のための研修

私たちが先日行った模擬裁判員裁判では39のグループにわかれ、裁判官・弁護士が裁判官役を務め、評議が行われました。しかし評議体の中では、裁判官役の役割を評価する感想がある一方で、裁判官役について「評議での説明がわかりにくい」「納得のいかない争点整理を乱暴に行う」「偏った誘導をする」という感想も寄せられました。法曹と市民のコミュニケーション・ギャップを解消し、充実した適切な評議を実現するには、裁判官役の法律家の資質・能力が不可欠です。裁判員制度のもとでの裁判官には、裁判員にわかりやすく争点などを説明する能力、コミュニケーション能力、議論を整理し全員の積極的な発言を導き議論の交通整理を行う調整能力が不可欠です。

また、裁判員へのオリエンテーションや審理中の説明についても、裁判員にわかりやすい明確な説明が求められます。

こうした説明・評議を行うため、裁判員制度に関与する裁判官全員の研修が必要だと考えます。

(2) 人権、ジェンダーなどに関する研修を

私たちが先日行った模擬裁判は「ドメスティック・バイオレンス」の被害にあった女性の事案でしたが、裁判官役の裁判官が「ドメスティック・バイオレンス」について理解のない発言をしたため、裁判員として参加した女性が不信感を持ち、発言を萎縮させられたという感想がありました。被告人側に関するだけでなく被害者側に関してもPTSD等の心の傷を理解できるか、という問題があります。裁判官の不用意な言動により、議論が萎縮させられ、裁判員が自由に意見を述べるできないような事態にならないためにも、裁判官には人権感覚と社会の様々な事象への理解を深めてもらう必要があります。

国連規約人権委員会は、日本の裁判官に人権教育の過程がないことを問題として指摘していますが、私たちは裁判員制度の導入にあたって、裁判官が、人権やジェンダー、社会的問題に関して理解を深める研修をすることを求めます。

15 市民の意識をよりいっそう高めるための教育を

私たちは、市民社会の構成員として、身近に起きる出来事や問題について主体的に考え、公正な判断を行うことが期待されています。しかしながら、これまでの学校教育や地域活

動においては、このような視点が不十分だったと言わざるを得ません。今後は、子どもたちに対して、年少のころから主体的に考え行動することができるように、また、他人の意見を尊重しつつ十分討議し、公正な判断を行うことができるように、さまざまな場面で機会を提供していく必要があります。

このことは、裁判員としての意識の向上を目指すという意味ばかりでなく、裁判員を経験した市民が、学校や地域社会の場でその経験を活かし、法と社会とのかかわりを深める役割を果たすことを期待するという意味も持つものです。

16 十分な周知期間と周知のための取り組みを

裁判員制度は、立法がなされても、直ちに動き出すような性質のものではありません。期待された機能を十分に発揮させるためには、制度の整備とともに市民への周知が必要です。昭和の初期に行われていた陪審制度も、その実施までには5年間という準備期間を設け、その間に政府は、裁判官などの裁判所職員の増員、法廷の改築などを行ったほか、市民に対する宣伝のために、パンフレット、映画の作成、講演会の開催などを精力的に進めました。

裁判員制度の導入に当たっても、戦前に引けを取らない規模の取り組みが求められます。

以上の私たちの要求、そして市民から寄せられた声に十二分に耳を傾け、市民の立場にたって裁判員制度の制度設計をされるよう、強く要望します。

以上